



税・産業・雇用

税

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送

納税通知書と一緒に発送した課税資産明細書には、課税している固定資産税の内容を記載していますのでご確認ください。なお、第1期の納期限は4月30日です。

固定資産税の縦覧

▽縦覧期間 4月30日までの午前8時30分～午後7時。  
▽縦覧場所 資産税課（市役所2階）。

▽縦覧できる事項 土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格）。土地の所有者は土地の、家屋の所有者は家屋の縦覧帳簿を縦覧でき

ます。ただし、償却資産を除きます。

▽縦覧できる人 市内にある土地や家屋に対して固定資産税が課税される人、その委任を受けた人（委任状が必要）、納税管理人など。  
▽手数料 無料。ただし、複写の交付はできません。

▽持ち物 印鑑（ゴム印不可）・運転免許証など本人確認ができる書類、委任状（代理人や法人の場合）。

▽その他 自己の資産が記載された固定資産課税台帳は、縦覧期間中に限り無料で閲覧できます（複写代は1枚10円）。

問 資産税課 ☎(632) 2243

固定資産税・都市計画税における住宅用地の据え置き特例の終了

平成24・25年度に適用された住宅用地における据え置き措置は、平成26年3月31日で終了しました。

詳しくは、納税通知書と一緒に発送した固定資産税・都市計画税についてのお知らせをご覧ください。

問 資産税課 ☎(632) 2247

平成26年度宇都宮市職員採用試験日程

職員採用試験案内は、人事課（市役所4階）、総合案内（市役所1階）、各 〔城〕・〔区〕・〔出〕・〔運〕などで配布しています。職種や採用予定人数、申し込み方法など、詳しくは、各採用試験案内でご確認ください。同一申込期間内の併願はできません。また、採用は平成27年4月1日の予定です。

※1の試験区分における土木・建築などの職種は、高校または大学などで当該技術に関する専門科目を履修していることが必要です。

※2資格職とは、保育士・保健師・獣医師などをいいます。

問 人事課 ☎(632) 2074

試験区分	受験資格	試験案内の配布・申込期間	試験日			試験内容		
			1次	2次	3次	1次	2次	3次
※1 Ⅰ類(A)	昭和60年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人	4月4～22日	5月11日(日)	6月下旬	8月上旬	教養試験 集団面接	個人面接 適性検査 作文試験 健康調査	個人面接 集団討論
※2 資格職	詳細は採用試験案内をご覧ください					書類試験 集団面接		
自己アピール 採用	昭和60年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人	5月16日～6月3日	6月29日(日)	8月下旬	10月下旬	教養試験 集団面接		
※1 Ⅰ類(B)	昭和49年4月2日～昭和60年4月1日に生まれた人					教養試験 集団面接		
※1 Ⅱ類	平成5年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人	7月4～23日	9月21日(日)	10月中旬	11月中旬	教養試験 集団面接		
資格職	詳細は採用試験案内をご覧ください					教養試験 個人面接 適性検査 作文試験		
身体障がい者を対象とした採用 (一般行政)	Ⅰ類 昭和60年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人	7月4～23日	9月21日(日)	11月中旬	—	教養試験 個人面接 適性検査 作文試験	個人面接 健康調査	—
	Ⅱ類 平成5年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人					—	—	

◎国税専門官を募集 ▽対象 ①昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人②平成5年4月2日以降に生まれ、大学を卒業または平成27年3月までに大学を卒業する見込みの人など▽期日 第1次=6月8日(日)、第2次=7月15～23日のうち指定する日時▽試験の程度 大学卒業程度▽申込 4月14日までに、原則、インターネットHP<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>で申し込み。☎宇都宮税務署 ☎(621)2151

本文中に記載がないものは、原則として、対象Ⅱどなたでも、費用Ⅱ無料、申込Ⅱ不要。HPⅡホームページ、☑ⅡEメールアドレス、〔城〕Ⅱ地域自治センター、〔区〕Ⅱ地区市民センター、〔出〕Ⅱ出張所、〔運〕Ⅱ生涯学習センター、〔参〕Ⅱうつつのみや表参道スクエア、〔コ〕Ⅱ地域コミュニティセンター、〔活〕Ⅱ市民活動センター

## ご存じですか 家屋敷課税・事業所課税



本市以外の市町村で住民税が課税されている人で、次のいずれかに該当する人は、道路の管理やごみ収集、消防・救急などの行政サービスを受けていることから、課税の対象となります。

①家屋敷課税Ⅱ市内に本人か家族が住むための住宅がある市外への単身赴任者など  
②事業所課税Ⅱ市内に事業を行うための事務所や事業所がある市外居住の事業主など。

該当する人は、市民税課(市役所2階)で申告をしてください。

▽税額 住民税の均等割5700円(市民税3500円+県民税2200円)。  
問市民税課 ☎(632)2216

## 公的年金などからの 市民税・県民税の 引き落とし

平成26年4月1日現在66歳以上の年金収入のある人

で、昨年度から市民税・県民税が年金から引き落とし(特別徴収)となつている人は、平成26年度の公的年金などに係る市民税・県民税は年6回(4月から翌年2月)に分けて年金から引き落としとなります。

■4〜8月は仮徴収 今年2月の引き落とし税額と同額を、4・6・8月支給の年金からそれぞれ引き落としします。これは市民税・県民税の税額の決定が6月になるため、暫定的に引き落としものです。

■10月〜平成27年2月は本徴収 公的年金などに係る税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、10・12月、平成27年2月支給の年金から、それぞれ3分の1ずつ引き落としします。仮徴収と本徴収の合計で納付が完了します。

問市民税課 ☎(632)2209

## 5月まで市町村税 滞納は減月間

納税の公平と税収の確保を図るため、市町村税滞納をばく減月間を設定し、県との協働により徴収の強化に

取り組みます。期限を過ぎても納付がない場合は、差し押さえや公売などの滞納処分を行いますので、事情がある場合は、早めの相談をお願いします。

皆さんが納めた税金は、市民サービスを充実させるために欠かせない財源です。ご理解とご協力をお願いします。

問納税課 ☎(632)2198

## 産 業

### 平成26・27年度の 小規模工事等契約希望者 登録申請を随時受け付け

▽対象 平成26・27年度の小規模工事等契約希望者登録をしていない人で、新たに登録を希望する人。

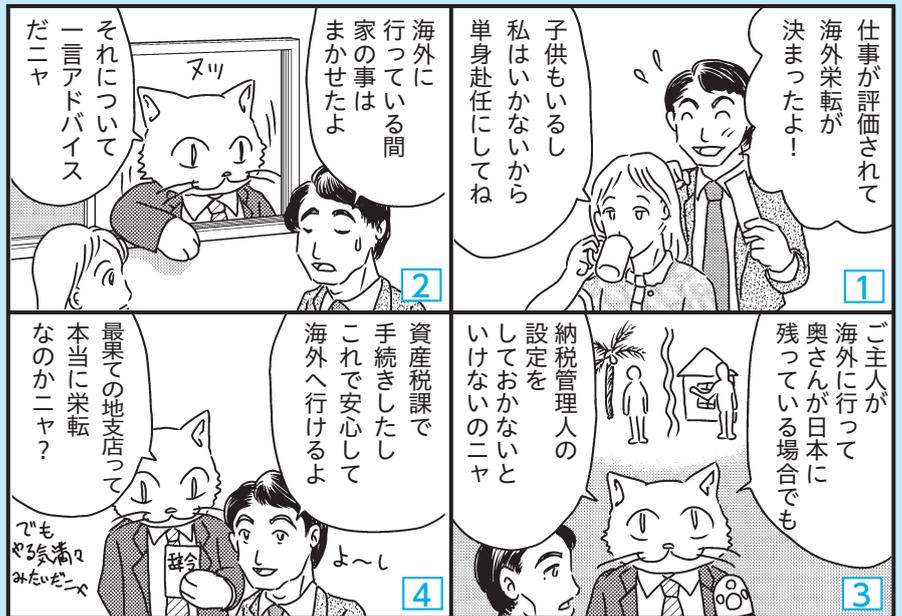
▽申込 契約課(市役所5階)に置いてある申請書(市HPからも取り出し可)に必須事項を書き、直接または送付で、〒320-8540市役所契約課 ☎(632)2165へ。

▽その他 登録要件や登録日など、詳しくは、契約課に置いてある登録案内(市HPからも取り出し可)をご覧ください。

## 徴収担当 ニヤンニヤ係長 ② 固定資産税の納税管理人

■固定資産税 固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産(総称して固定資産)を所有している個人または法人に対して課税される税金です。毎年4月に市役所から送付する納付書で、4・7・12月、翌年2月の各納期限までに納付してください。なお、納期限内に限りコンビニエンスストアや郵便局でも納付できます。便利な口座振替もご利用いただけますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

問 資産税課 ☎(632)2244、納税課 ☎(632)2189、特別収納対策室 ☎(632)2239



◎家内労働委託状況届の提出は4月30日まで 家内労働者へ内職などを委託している事業主は、家内労働法による委託者になりますので、委託状況届の提出が必要です。これは毎年4月1日現在の家内労働者数などについて、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものです。詳しくは、栃木労働局労働基準部貸金室 ☎(634)9109または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。